

## 情報・システム研究機構長解任審査規則

平成18年5月30日

制 定

最近改正 平成28年3月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、情報・システム研究機構長選考会議規則（以下「選考会議規則」という。）第7条に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長（以下「機構長」という。）の解任に関し必要な事項を定める。

(解任の事由)

第2条 選考会議は、次のいずれかに該当するときは、文部科学大臣に機構長の解任を申し出ることができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき
- 二 職務上の義務違反があるとき
- 三 職務の遂行が適当でないため、機構の業務の実績が悪化した場合であって、機構長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき
- 四 その他機構長たるに適しないと認めるとき

(解任の審査)

第3条 解任を申し出る場合は、選考会議において審査し、決定しなければならない。

- 2 選考会議は、前項の審査を行うに当たっては、あらかじめ当該機構長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 選考会議は、必要に応じて、調査委員会を設置することができる。
- 4 前項の調査委員会に関し、必要な事項は別に定める。
- 5 選考会議は、選考会議規則第6条第2項にかかわらず、委員の4分の3以上の賛成をもって機構長解任の申出を決定する。

(機構長解任の発議)

第4条 経営協議会又は教育研究評議会は、機構長が第2条各号のいずれかに該当すると認める場合には、選考会議に機構長解任の審査を請求するものとする。ただし、その場合においては、情報・システム研究機構経営協議会規則第6条第3項並びに情報・システム研究機構教育研究評議会規則第6条第3項の規定にかかわらず、それぞれ委員の3分の2以上の賛成をもって当該機構長解任の審査請求を議決しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、選考会議委員の3分の1以上の署名による解任の審査請求があった場合には、選考会議は、解任の審査を行う。
- 3 前2項の規定により機構長の解任審査請求を行う場合には、それぞれの代表者から選考会議に対し、解任すべき理由を付した書面を提出しなければならない。

(解任の申出)

第5条 選考会議は、機構長を解任すべきものと決定したときは、速やかに文部科学大臣に機構長の解任の申出を行う。

(雑則)

第6条 この規則の解釈について疑義のあるときは、選考会議がこれを決定する。

- 2 この規則に定めるもののほか、機構長の解任手続に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。
- 3 この規則を改正するときは、選考会議の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月4日から施行する。